

総務常任委員会日程

令和3年6月14日
午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 7 号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第14号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款
歳出2款総務費1項7目

総務常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月14日（月）			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	木 村 利 晴
	閉 会	午前10時14分	副委員長	石 井 孝 昭
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	木 村 利 晴	出	鈴 木 広 美	出
	石 井 孝 昭	欠	新 見 準	出
	丸 山 わき子	出	木 内 文 雄	出
	林 政 男	出		
委 員 外 議 員				
委 員 会 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 職 氏 名	事務局長 日野原 広 志		副 主 幹 須賀澤 勲	
	主査 渋谷佳子・嘉瀬順子		主任主事 今 関 雅	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総 務 部 長 會 嶋 禎 人		市 民 部 長 吉 田 正 明	
	企画政策課長 渡 邊 洋 一		課 税 課 長 土 屋 顕 仁	
	財 政 課 長 和 田 暢 祥		市民協働推進課長 古 内 博	
	その他関係職員			
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○木村委員長

定数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり、審査いたします。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届けが石井孝昭委員からありました。

次に、6月10日の全員協議会で議会改革特別委員会委員長から説明がありました、八街市議会基本条例の市民説明会の動画の撮影を許可しておりますので、ご協力ください。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に鈴木広美委員、林政男員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、2件です。

議案第7号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○土屋課税課長

議案第7号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の25ページをご参照願います。

この条例は、令和3年度税制改正による地方税法の改正に合わせて、所要の改正を行うとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、ご説明いたします。

第24条、第36条の3の3及び附則第5条につきましては、個人市民税の非課税の限度額を算定する際の控除対象となる扶養親族の範囲が見直されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

附則第6条につきましては、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制を令和9年度まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、第24条、第36条の3の3及び附則第5条につきましては令和6年1月1日からとし、令和6年度以後の個人市民税に適用させることとなります。

また、附則第6条につきましては、令和4年1月1日から施行することとしております。

以上で、議案第7号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

ちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

第24条、第36条、附則第5条、それぞれ取扱いを見直すということで今説明がありまし

たけれども、具体的にはどのような見直しになるのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

ご説明いたします。

税法上の扶養親族につきましては、6親等内の血族、3親等内の姻族であること。また、納税者と生計が同一であること。また、年間所得が48万円以下であることとなっております。このうち、16歳未満の方につきましては、所得税では控除対象となりませんが、市民税の非課税限度額を算定する際には人数に含めて算出しております。ここまでは従来と変わりございません。

16歳以上の方につきましては、変更点がございます。国内居住の方につきましては、従来どおりの扱いで変更はないんですが、国外に居住している方を控除対象扶養親族とする場合、一部の例外者を除き、30歳から69歳までの方は控除人数から除外されることとなりました。一部の例外者というのがあるんですけども、例外者につきましては、留学により国外居住になった方、障がい者の方、また年間38万円以上の送金を受けている方が当てはまりまして、この方たちは今までと同じように控除対象扶養親族として扱うことができます。

この改正の背景なんですけれども、国際化や国外扶養親族の増加などによりまして、扶養控除制度の趣旨や諸外国制度とのバランスなどに留意して適正に扱うために地方税法が改正されました。これに合わせて、市税条例も改正することとなりました。

以上です。

○丸山委員

そうしますと、八街市ではどの程度の影響があるのか、お伺いいたします。

○土屋課税課長

まず、人数的なものなんですけれども、現状は国外、国内の方が同じような扱いですので、人数的な把握ができておりません。今回の改正により、国外に居住になった方を控除対象扶養親族としようとする場合にはハードルが上がったこととなりますので、結果として課税すべき所得が上がる、よって税額も増えると思われれます。ですけれども、例外規程もございしますので、現状、国外居住の方を控除対象扶養親族としている方の中で多数の方が除外されることはないのではないかと、税額が大きく増える可能性はちょっと少ないのではないかと推測しております。

○木村委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第7号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

歳入全款につきまして、ご説明いたします。

補正予算書8ページをご覧ください。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から1千279万7千円を増額し、補正後の額を5億1千297万9千円にしようとするものです。各歳入予算に対する繰入金でございます。令和3年度末の財政調整基金残高は約11億3千789万6千円となる見込みです。

続いて、22款諸収入、5項雑入、3目雑入は、補正前の額から250万円を増額し、補正後の額を9千262万7千円にしようとするものです。

1節雑入はコミュニティ助成事業助成金で、一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として、一区のコミュニティ活動用の備品等を購入するもので、宝くじの収益を原資とするコミュニティ助成事業助成金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費1項7目について、提案者の説明を求めます。

○渡邊企画政策課長

2款総務費につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書9ページをご覧ください。

1項総務管理費、7目企画費につきましては、補正前の額から400万円を増額し、補正後の額を2千52万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

公共交通対策費400万円の増でございますが、これは19節負担金補助及び交付金、八街市路線バス運行維持補助金の新設であり、ちばフラワーバス株式会社が運行しております路線バス、八街循環線の維持継続を図るため、収支の差の赤字相当額、また上限額を400万円として支出しようとするものでございます。

以上で、2款総務費の説明を終了いたします。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

今、課長から説明いただいて分かったところなんですけれども、補助額に対しましては赤字相当分、そして上限額が400万円ということで、上限額いっぱい補助だということのようなんですけれども、八街循環線の経営悪化ということでの補助のようなんです、どのような悪化状況なのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

八街循環線につきましては、従前より不採算路線でございまして、これまではバス事業者における全体の利益の中から補填しながら、運転を維持しておりました。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、採算の取れていた高速バス事業が赤字に転落いたしまして、これ以上、バス事業者の自助努力のみでバス路線を維持していくことが困難になったということから、本市の方に相談がございまして、今回の補助金交付に至ったものでございます。

なお、過去3か年の経常収支の状況でございますが、平成29年度が約400万円の赤字、平成30年度が約430万円の赤字、令和元年度が約350万円の赤字でございます。直近の令和2年度決算見込みでございますが、約490万円ほどの赤字と、赤字幅が大きく増加している状況だと伺っております。

○木村委員長

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会各付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第14号中、当委員会各付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時14分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員